

# 特別な支援を要する児童・生徒に対する道徳教育

～特別支援学級における指導の在り方：理論編～

聖徳大学

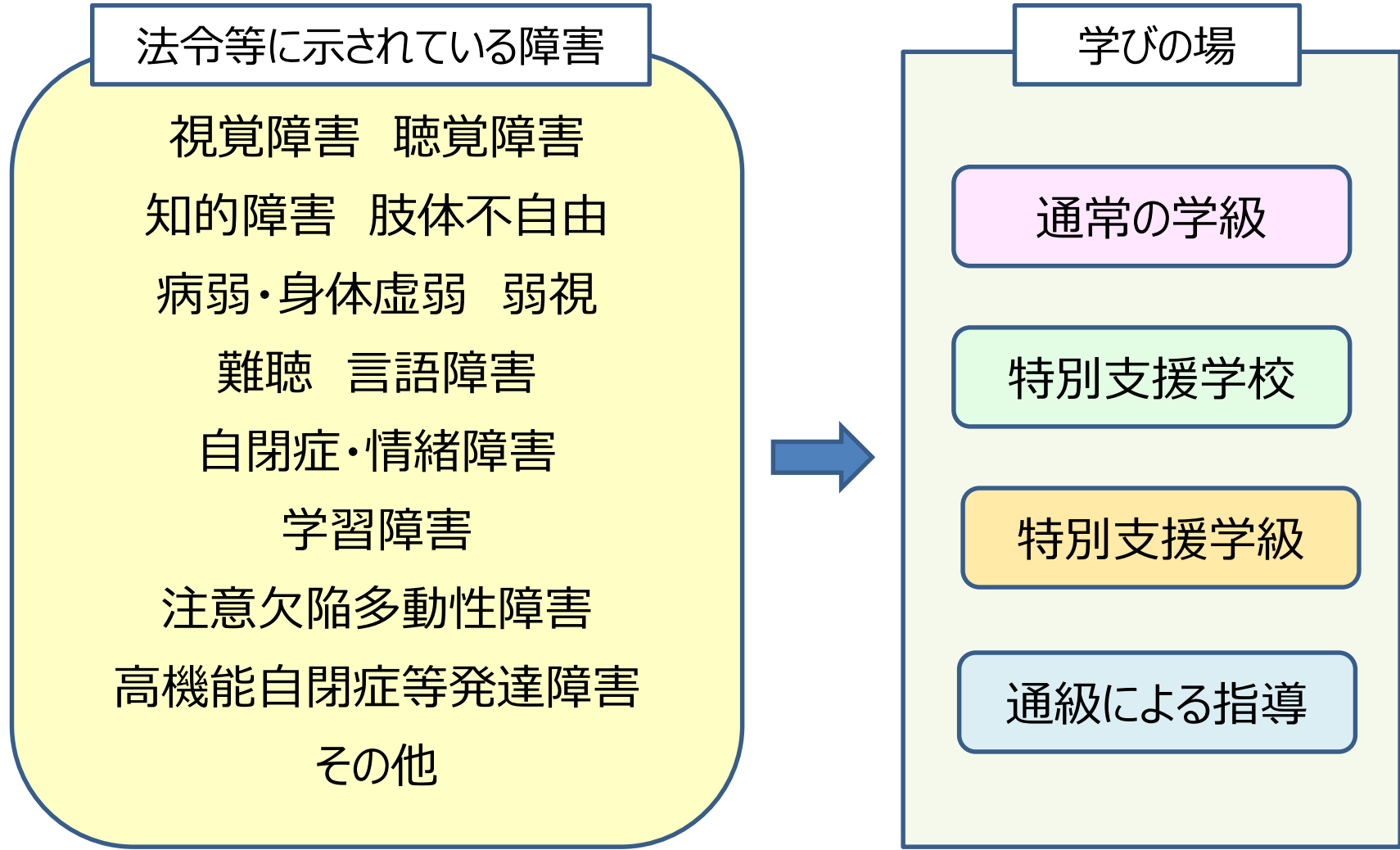
名誉教授 吉本 恒幸



独立行政法人教職員支援機構

# はじめに

## 障害のある児童・生徒の学びの場



# 目次

---

- 1 特別支援学級の教育課程
- 2 特別支援学級における道德教育の在り方
- 3 特別支援学級における道德科の在り方
- 4 特別支援学級における指導の形態
- 5 道德科における配慮事項
- 6 交流学級での課題

# 1 特別支援学級の教育課程

特別支援学級の教育課程を理解するに当たって

通常の学級（小学校、中学校の場合）

⇒「小学校・中学校学習指導要領」

特別支援学校（小学部、中学部の場合）

⇒「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」

■ 特別支援学級における学習指導要領はありません。

各種法令等の規定に従い、児童・生徒の実態によって、上記の学習指導要領を適宜準用して教育課程を編成し、教育活動を行うこととなります。

# 1 特別支援学級の教育課程

## 特別支援学級設置の法的根拠

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、**障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を行うもの**とする。

②小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、**特別支援学級を置くことができる。**

一 知的障害者 二 肢体不自由者 三 身体虚弱者 四 弱視者  
五 難聴者 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当な者

③前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、**特別支援学級を設け**、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

【学校教育法第81条】

# 1 特別支援学級の教育課程

小学校、中学校若しくは義務教育諸学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は 特別の教育課程によることができる。

【学校教育法施行規則第138条、140条】

小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む）において特別支援学級における指導又は通級による指導を行うに当たっては、学校教育法施行規則第138条又は同規則140条の規定に基づき特別の教育課程によることができることから、必要に応じて特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にし、実情に応じた教育課程を編成する。

【H2 1.3.9 初等中等教育局長通知】

# 1 特別支援学級の教育課程

特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次の通り編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す**自立活動を取り入れること。**

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、**各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。**

【小学校学習指導要領第1章総則第4の2(1)：中学校も同じ】

## 2 特別支援学級における道徳教育の在り方

### 道徳教育の在り方（小・中学校学習指導要領 総則）

学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動（中：なし）、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童（生徒）の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。



## 2 特別支援学級における道徳教育の在り方

### 道徳教育の目標（小・中学校学習指導要領 総則）

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己（人間として）の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育に含まれる道徳科でも同じ

## 2 特別支援学級における道徳教育の在り方

### 道徳教育の在り方（特別支援学校小・中学部学習指導要領 総則）

学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動（中：なし）、総合的な学習の時間及び特別活動及び自立活動のそれぞれの特質に応じて、児童（生徒）の発達段階を考慮して、適切な指導を行うこと。

## 2 特別支援学級における道徳教育の在り方

### 道徳教育の目標（特別支援学校小・中学部学習指導要領 総則）

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、小学部においては、自己の生き方を考え、中学部においては、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育に含まれる道徳科でも同じ

## 2 特別支援学級における道徳教育の在り方

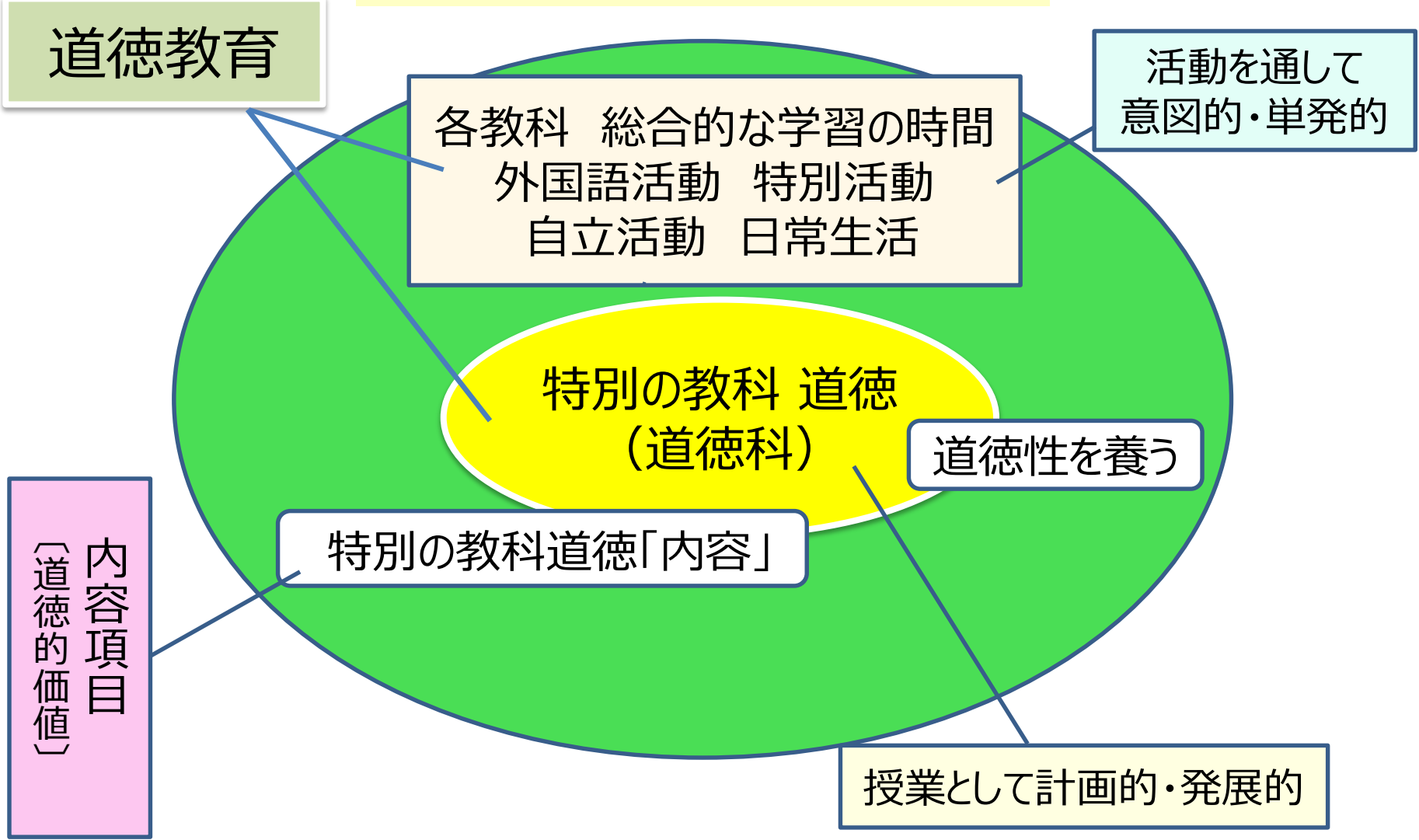
### 道徳教育の内容（特別支援学校小・中学部学習指導要領 総則）

道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、小学部においては（略）準ずるものとしている小学校学習指導要領第3章特別の教科道徳の第2に示す内容、中学部においては（略）準ずるものとしている中学校学習指導要領第3章特別の教科道徳の第2に示す内容とし、その実施に当たっては、第7節に示す道徳教育に関する配慮事項を踏まえるものとする。

第1章 第3節 3 （1）コ

# 2 特別支援学級における道徳教育の在り方

小学校の教育課程に準ずる形を例にして



## 2 特別支援学級における道徳教育の在り方

特別支援学級においては、どのような教育課程であれ  
日々行われているすべての教育活動を通して、道徳科の  
「内容」に示されている内容項目に関連して、内面的資  
質である道徳性（道徳的判断力、道徳的心情、道徳  
的实践意欲、道徳的態度）を養っている。



### 3 特別支援学級における道徳科の在り方

#### 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

1 児童又は生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。

(1) 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができること。

(2) 各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該学年より前の各学年の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができること。また、**道徳科の各学年の内容の一部又は全部を、当該学年より前の学年の内容又は全部によって、替えることができること。**

(4) 中学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該学年に相当する小学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって、替えることができること。

【特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章総則第8節】

### 3 特別支援学級における道徳科の在り方

#### 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

3 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する児童又は生徒のうち、**知的障害を併せ有する者については、各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する第2章第1節第2款若しくは第2節第2款に示す知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができるものとする。**

【特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章総則第8節】

児童・生徒の実態を踏まえた趣旨と対応は、特別支援学級においても同じ扱いとなる。



### 3 特別支援学級における道徳科の在り方

小学部又は中学部の道徳科の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第3章又は中学校学習指導要領第3章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 児童又は生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、**強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人  
生観の育成を図る**必要があること。
- 2 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、**豊かな道徳的心情を育て、広  
い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する**必要があること。
- 3 **知的障害者である児童又は生徒**に対する教育を行う特別支援学校において、**内容の指導に当たっては、**個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、**適切に指導の重点を定め、  
指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫**を行うこと。

【特別支援学校小・中学部学習指導要領 第3章】

特別支援学校の教育課程に基づく特別支援学級では準用される

## 4 特別支援学級における指導の形態

### 指導の形態について

特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、**道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。**

【学校教育法施行規則第130条2】

## 4 特別支援学級における指導の形態

### 知的障害のある児童・生徒に対する指導の形態

#### (1) 教科別に指導を行う場合

教科ごとの時間を設けて指導を行う指導形態

#### (2) 道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動の時間を設けて指導を行う場合

教科ごとの時間を設けて指導を行うことと同様に、知的障害者である児童・生徒に対して道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動の時間を設けて行う指導形態

#### (3) 各教科等を合わせて指導を行う場合

各教科、道徳科、特別活動、自立活動及び小学部においては外国語活動の一部又は全部を合わせて行う指導形態

「合わせた指導」の場合は、道徳科の内容の一部に関連しながら道徳性の育成を目指すが、道徳科の特質を踏まえた授業が行われているわけではない。従って、実際には諸活動を通じた道徳教育としての指導となる。

## 4 特別支援学級における指導の形態

各教科等を合わせた指導とは ※中学校・中学部は作業学習が入る

### 日常生活の指導

生活科を中心として、特別活動の学級活動など広範囲に、各教科等の内容が扱われる。例えば、衣服の着脱、食事など基本的な生活習慣の内容や、挨拶、言葉遣い、礼儀作法、時間やきまりを守ることなどの日常生活や社会生活において必要で基本的な内容で組織される。

### 遊びの指導

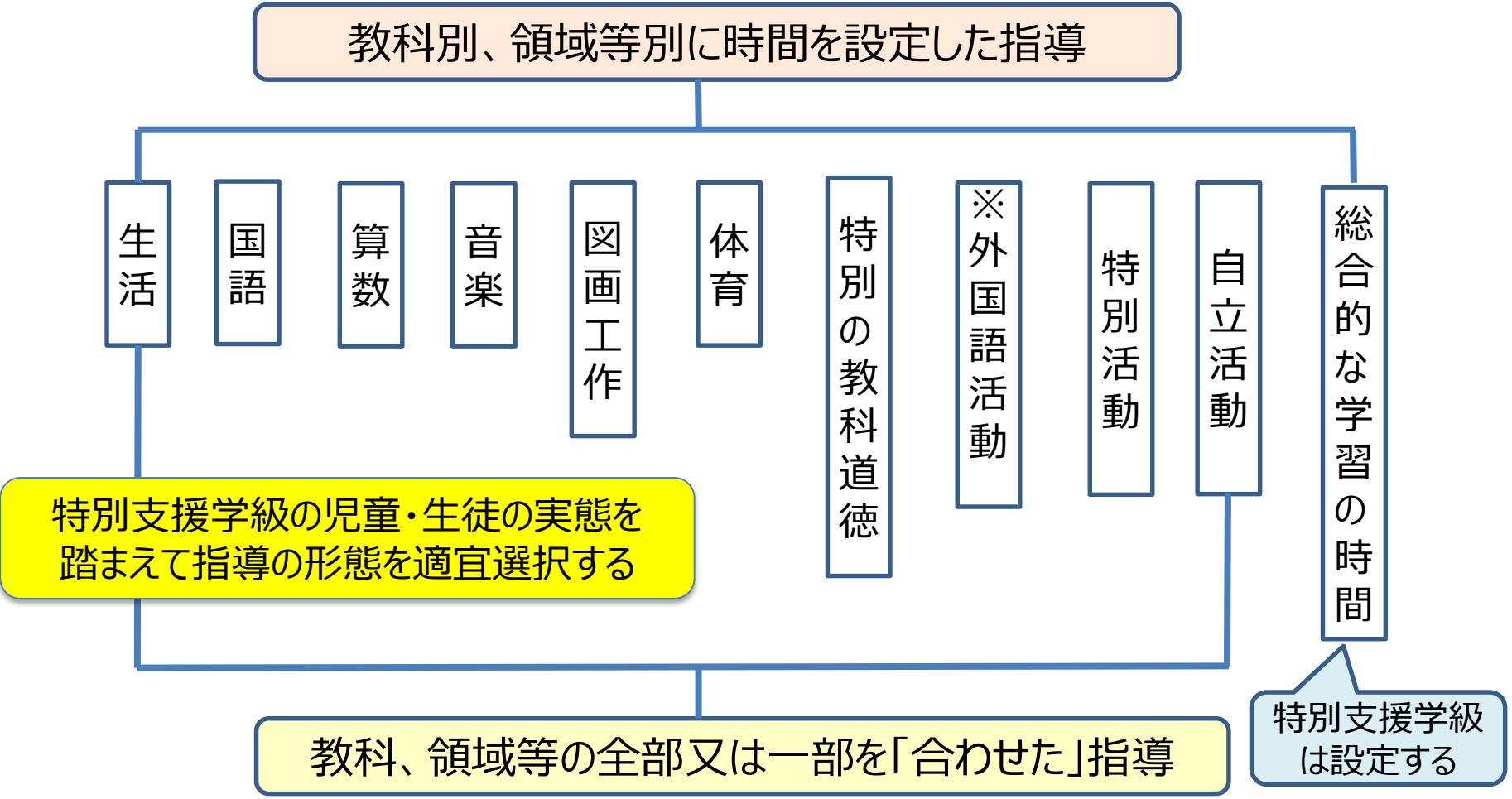
遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、心身の発達を促す。生活科の内容をはじめ、体育科など各教科等に関わる広範囲な内容が扱われていく。

### 生活単元学習

児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習する。

# 4 特別支援学級における指導の形態

知的障害特別支援学校（小学部）の教育課程に準拠した場合



## 4 特別支援学級における指導の形態

### 特別支援学級（知的障害のない児童生徒）における教育課程の編成の原則

小学校又は中学校の教育課程に基づいて編成する

法令に基づいて「特別の教育課程」によることができる

肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、  
その他障害のある者を対象とする特別支援学級

#### ①各教科等

- ・通常の学級の教育課程を編成する。
- ・下学年の目標や内容に替えることができる。

道徳科は通常の学級と同じように学年相応の授業を行う。

#### ②自立活動

学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする自立活動を取り入れる。

## 4 特別支援学級における指導の形態

### 特別支援学級（知的障害のある児童生徒）における教育課程の編成の原則

※自閉症、情緒障害等で知的遅れを有している場合も準用する

小学校又は中学校の教育課程に基づいて編成する

法令に基づいて「特別の教育課程」によることができる

知的障害のある児童生徒を対象とする特別支援学級

#### ①各教科等

- ・下学年の目標や内容に替えることができる。
- ・特別支援学校の教育課程によることができる。
- ・目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができる。

②「時間を設けた指導」のほかに特別支援学校の教育課程に準拠した場合は、「合わせた指導」の指導形態として行うことができる。

道徳科は実態に応じて柔軟に対処する。

#### ②自立活動

学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする自立活動を取り入れる。

## 5 道徳科における配慮事項 内容項目の重点化を図る

道徳教育及び道徳科で扱う「内容」に示されている「内容項目」については、本来は、その全てを扱うことが望ましいが、児童生徒の実態によっては全てを扱うことが必ずしも適切でない場合がある。その場合は、児童・生徒が日常生活や集団生活を営む上で必要と思われる内容項目を選択し、繰り返して指導に当たるようにする。

【児童・生徒の実態に応じた内容項目の重点的な扱い例】

「善悪の判断他」5時間 「節度、節制」5時間

「規則の尊重」5時間 「親切、思いやり」6時間

「友情、信頼」6時間 「感謝」2時間

「家族愛、家庭生活の充実」3時間

「生命の尊さ」3時間

時間数は3 5時間  
道徳科を実施した場合

道徳教育として「合わせた指導」の指導形態をとる場合も同様に配慮する



○教科書については、道徳科の授業を受けることが困難な児童・生徒の場合であっても、原則的に学年相応の教科書が配布される。しかし、児童・生徒の実態から学年相応の教科書が使用できるとは限らない。その場合は、下学年の教科書を使用する。

※中学校 ⇒ 地区で採択している小学校の教科書を使用

○検定教科書の使用が困難な児童・生徒の場合は、法令に基づき検定教科書に替えて、一般図書を教科書として申請することができる。

○以前購入していた副読本、文科省発行の「わたしたちの道徳」に掲載されている資料を教材として活用することもできる。

# 5 道徳科における配慮事項

## 中学校での道徳科の授業



教材：小学校5年生  
「すれちがい」を活用

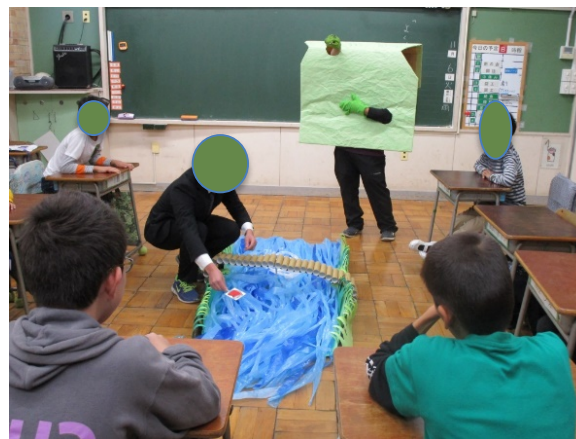


内容項目：小学校 高学年  
「相互理解、寛容」

## 5 道徳科における配慮事項

### 教材提示の仕方

- 教科書の教材で文章や表現などが子供が理解するには難しい場合は、該当箇所を削除したり、別の言葉で言い換えたり、追記したりする。子供には書き直したものを渡す。
- 範読を聞きながら文を読む方法では理解することが難しい場合は、教材を画像にして語ったり、紙芝居やペープサート劇化などにより示したりする。



## 5 道徳科における配慮事項

### 年間授業時数と授業時間

○年間授業時数は、「適切に定める」ことができる。

※総授業時数の枠の中で、教科から自立活動までを行うため。

○児童・生徒の実態によって一単位時間を弾力的に扱うことができる。

ただし、毎日、道徳科を10分から15分程度行い、それらの時間を合せて授業時数にカウントすることは適切ではない。

特別支援学校学習指導要領総則編

30分・・・道徳科

15分・・・遊びの指導

⇒例「親切、思いやり」を共通とする。

# 5 道徳科における配慮事項



道徳科「はしのうえの おおかみ」

30分・道徳科

15分・遊びの指導

⇒内容項目

「親切、思いやり」を共通とする。



遊びの指導「ボーリングゲーム」

## 6 交流学級での課題

交流学級で道徳科を受けている特別支援学級の子供の様子



実感・達成感・充実感を味わっているか

## 6 交流学級での課題 「インクルーシブ教育システム」の目的

- 「インクルーシブ教育システム」の理念に基づき、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に活動する交流及び共同学習は、双方の児童生徒にとって意義深い教育活動である。
- インクルーシブ教育システムを構築するためには、最も本質的な視点として「それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか」とした上で、個別のニーズのある子供に対し、自立と社会参加を見据え、その時々で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。

【特別支援学校学習指導要領解説総則編】

- 交流学級で道徳科を受ける場合は、そこで一人一人の十分な学びが確保できていることが条件となる。
- 障害のある児童・生徒が、他の児童・生徒と同じように学習に参加し、発言や意見交流を行いながら、道徳的価値について自分なりの考えをもち、それに基づいて自己を見つめることができる授業であることが求められる。
- すべてを交流学級でということではなく、教材や内容項目によっては交流学級で道徳科を受けると学びの効果が期待できる場合は行うなど、児童・生徒の実態に即して柔軟な取り組みを考慮する。
- 「温かく受け入れてくれるから」「時には人数が多い方がいい」などの思いで、安易に交流学級に行かせることは適切さを欠く。



# おわりに

特別支援教育は「個に応じた指導」を原則とする。  
同じ障害であっても特性や実態は一人一人異なっている。  
児童・生徒の状況を把握し、それぞれの個性や資質・能力が十分に発揮できるように具体的な支援を図ることが望まれる指導の在り方である。  
道徳教育及び道徳科もその原則に基づくことが重要である。



「バルバオの木」 (生命の尊さ)